

NPO法人CILひこうせん

理事長 小林 稔 様

熊谷市長 小林 哲 也



熊谷市における障がい者の自立生活支援について（回答）

日頃から、本市の福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚く感謝申し上げます。

さて、令和6年5月7日付けで質問のありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

【質問】

1 障害者支援区分に係る熊谷市認定審査会について

- ① 審査会の委員人数と職種を公表してください。
- ② 審査会の中の合議体は、いくつあるか、それぞれの合議体の役割を教えてください。

【回答】

熊谷市障害者介護給付費等支給審査会は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき設置している市の附属機関になります。

審査会の主な役割は「介護給付費を受けようとする障害者の申請に基づき、認定調査や医師意見書をもとに、この障害者に係る障害支援区分の審査及び判定を行うこと」及び「市が行う支給要否決定に対して意見を求められた際に意見を述べること」になります。

本市では、審査会の合議体は2つあり、それぞれ5名の委員によって構成されています。職種は以下の表のとおりとなります。

	職種
第1合議体	医師（精神科）
	医師（整形外科）
	看護師若しくは保健師

	理学療法士
	施設職員（身体）
第2合議体	医師（精神科）
	医師（整形外科）
	看護師若しくは保健師
	理学療法士
	施設職員（知的）

③ 2023年度に審査会が扱った総件数を教えてください。

【回答】

355件です。

④ 2023年度に審査会で一次判定より支援区分が変更となり、上がった件数を教えてください。

※ 例：区分4から区分5

【回答】

5件です。

⑤ 2023年度に審査会で一次判定より支援区分が変更となり、下がった件数を教えてください。

※ 例：区分5から区分4

【回答】

0件です。

⑥ 2023年度にサービスの支給決定にあたり、審査会に意見を求めた件数と、それによってサービス支給量が増加した件数をサービス毎に教えてください。

例：重度訪問介護1件 身体介護2件 同行援護3件

【回答】

審査会に諮った件数は、重度訪問介護が2件（内1件は身体介護を含む。）、身体介護が2件あり、それぞれサービス支給量は増加しています。

⑦ 2023年度にサービスの支給決定にあたり、審査会に意見を求めずに熊谷市が支給決定し、サービス支給量が増加した件数をサービス毎に教えてください。

例：④と同じ

【回答】

支給決定案が市の支給決定基準と乖離がある場合、その支給決定案について、審査会に意見を求めます。サービス支給量の増加について、支給決定基準内であれば、審査会に意見を求めずに支給決定するケースは多くあります。

- ⑧ サービスの支給決定にあたり、審査会の意見を求めた場合と、求めなかった場合の判定基準を教えてください。

【回答】

支給決定案が市の支給決定基準と乖離がある場合、その支給決定案について、審査会に意見を求めます。

【質問】

- 2 熊谷市在住の重度訪問介護を使い、自立生活をしている重度障がい者がいます。その人は、常に見守りが必要です。しかし、深夜帯の時間の支給を必要としていたり、日中の排泄の時の2人介助を求めています。未だに支給されていません。熊谷市は深夜帯については「巡回型ホームヘルプサービス」の利用を勧めています。しかし、巡回型ホームヘルプサービスでは、睡眠に支障が出る場合や体調の急変、地震等の災害に即時に対応することが困難です。

- ① 要請されている日中の排泄介助の2人介助や深夜帯の時間のサービスを支給しない理由についてご回答ください。
- ② 審査会の委員の意見を求めたでしょうか。求めた場合、委員からどんな意見が出されたのかを教えてください。
- ③ サービスが支給されず、生死に関わる重大な事案が起きた場合、「熊谷市には責任がない」「自己責任だ」と言うのでしょうか。ご回答ください。

【回答】

介護給付費等の支給決定については、サービス等利用計画案のほか、サービス利用者の障害支援区分、介護を行う方の状況、日中活動の状況、他のサービスの利用状況等の勘案事項を考慮した上で支給決定を行っています。

当質問の事案については、個別の事案であること、対象者が不明確なことから、回答は差し控えさせていただきます。

【質問】

- 3 熊谷市に住んでいる障がい者やその家族、支援者等から私達、2団体に「希望した居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支給時間が支給されない」、「希望する車イス等の補装具や視力障がい者用の書籍読み上げ機等の日常生活用具が直ぐに支給されない」、「熊谷市は、厳しすぎる。市は障がい者

を差別や虐待しているのではないか」等の相談や情報、苦情が多く寄せられています。居宅介護や重度訪問介護、同行援護、行動援護等のサービス、補装具、日常生活用具は、障がい者の自立生活に必要な不可欠な支援で、障害の種類、生活状況等によっても一人ひとり違います。

熊谷市の担当職員は、よく「我々、市の職員は公平性を持たないといけないので、一人だけ特別扱いは、出来ない」と言われます。しかし、私達、障がい者は、「特別扱いしてほしい」と求めているのではなく、一人ひとりが必要なサービス支給量や補装具、日常生活用具の支給を障がい者の当然の権利として、求めているだけなのです。

- ① 障がい者の状態は一人ひとり違うので、要求するサービス内容も一人ひとり違って当然です。一人ひとりの障がい者が希望する支給量等を支給することが何故「一人だけ特別扱いする」ことになるのでしょうか?理由をお答えください。
- ② 「特別扱い」という理由で、一人ひとりの障がい者の現状に対応をしないのは、行政による間接差別にあたると考えられます。熊谷市は、このことについて、どのような見解をお持ちでしょうか?ご回答ください。

【回答】

障害者総合支援法では、公平なサービス利用を実現するために、手続きや基準を透明化・明確化しています。

また、障害福祉サービス等の給付決定権者である行政には、サービス利用者の生活状況、他のサービスの利用状況等の勘案事項を踏まえつつ、サービスの給付決定を公平かつ適正に行うことが求められています。

本市では、上記の観点を基本としつつ、障害のある方の個別の状況に応じて、必要としている支援内容及び申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を十分に聞き取り、把握した上で、適切なサービスの提供となるよう対応しています。

【質問】

- 4 CILひこうせんが運営するグループホームに強度行動障害がある障がい者で見守りが絶対に必要で自宅での生活の継続が困難になり、家族から緊急で援助が求められた方が昨年11月より入居しています。入居当初、家族と相談して援護地である熊谷市にグループホームで生活をする上で個別介助が必要なので、重度訪問介護の支給を反映したサービス等利用計画案を熊谷市に提出したのですが、強度行動障害者重度障害者支援加算と、サービス等利用計画案では記入されていない身体介護が支給されるという結果となっています。提出した利用計画案とは全く違った内容の支給決定は、障害者総合支援法支

給決定プロセスに逸脱しており、今後もこのようなことが続くとあれば、私達は、熊谷市の障がい福祉行政のあり方について徹底的に疑義を申します。

上記の支給決定がなされた経過について、説明を求めます。

【回答】

介護給付費等の支給決定については、サービス等利用計画案のほか、サービス利用者の障害支援区分、介護を行う方の状況、日中活動の状況、他のサービスの利用状況等を勘案した上で支給決定を行っています。

当質問の事案については、個別の事案であること、対象者が不明確なことから、回答は差し控えさせていただきます。

【質問】

5 4の理由を熊谷市に尋ねると「今後は、新規の重度訪問介護の支給はしない方針である」という回答がありました。

重度訪問介護は、措置制度の時代から熊谷市も実施されていた「全身性障害者介護人派遣事業」からの流れで、他の身体介護や家事援助と違い、重度障がい者にとってもっとも大切な「見守り」が含まれており、障がい当事者の働きかけによって実現したサービスなのです。

重度訪問介護を支給されないと、重度の障がい者が熊谷市で自立生活をする機会が奪われることを意味します。また、障害者権利条約第19条「自立した生活及び地域社会への包容」に対する勧告や国の地域移行の方針に熊谷市は明らかに逆行しており、私達は熊谷市の方針には強く抗議をし、その方針の即時撤回を求めます。

① 「新規の重度訪問介護は今後支給しない方針である」ということは事実ですか？

【回答】

重度訪問介護のサービスが必要な方については、サービス等利用計画案のほか、サービス利用者の障害支援区分、介護を行う方の状況、生活状況、他のサービスの利用状況等を勘案した上で支給決定を行っています。

② ①が事実であるとするならば、いつ、どこで、誰がそのような方針を決定したのか経過を明確にしてください。

【回答】

事実関係が不明なため、回答は差し控えさせていただきます。

【質問】

6 障害者総合支援法第7条に満65歳以上の障がい者は、介護保険優先原則が

謳われています。

そのことで、全国各地で裁判が行われており、それらの裁判の中で、既に結審した岡山市に在住の重度障がい者の浅田達雄さんが起こしたいわゆる「浅田訴訟」では原告側が全面勝訴しています。この広島高裁の判決は、各地の同様の裁判に影響を与えるものです。

この浅田訴訟の詳細は、2023年7月27日に埼玉県障害者団体連絡協議会事務局長の安島弘祐氏から「高齢障害者の『介護保険優先原則』における問題点について」(添付資料参照)というレポートが熊谷市長宛てに提出されています。このレポートの中の浅田訴訟の判決文の概要に障害者総合支援法第7条の解釈や介護保険の1割負担の司法判断等が詳細に記載されています。

確かに浅田訴訟をはじめ、現在、裁判中の多くの事案は、障害者総合支援法第7条の介護保険優先原則を四角四面に解釈した結果、これまで支給されていた障害福祉サービスが一律に停止されたことに対する告訴です。

熊谷市では、幸いにも65歳が過ぎても障害福祉サービスが停止されない状況が続いております。しかし65歳以上で現在障害福祉サービスを利用している障がい者に執拗に介護保険の利用を強制的に促し、「いつまでも介護保険を利用しない場合には、行政の権限で障害福祉サービスを打ち切ることもありうる」と言って、強制的に介護保険を利用させようとしています。このことにより、心身ともに体調不良になった人もいます。本来、市民の生命や財産等を守る立場の行政が、行政権力を使って、市民である障がい者のこれまでの暮らしと生命を脅かすこのような行為に対し、断固抗議します。

熊谷市が浅田訴訟のような告訴をされない為には、障がい者自らが介護保険を申請しない限り、介護保険の利用については制度の説明にとどめ、執拗に利用を勧めないようしていただきたいと要請いたします。まして、強制的に利用を勧めることは、脅迫ともいえる行為であり、行政とはいえ、許される行為ではありません。

- ① 介護保険の利用を申請しない障がい者に対するのこれまでの対応に、脅迫ともいえる言動があったと当該障がい者の方から苦情が寄せられています。「申請をしなければ、障害福祉サービスの支給を停止することもありうる」という対応は、ありうるのもであって、支給しないとは言っていないのだから、一見間違っていないと説明されるでしょうが、言われた障がい者は、生命の維持すら難しくなる内容です。このように脅迫ともとれる言動は、障害福祉課の方針なのか、対応した個人の誤った行為によるものなのか、いずれにしても、行政の対応として行き過ぎていると認めてください。
- ② 認めた上で、介護保険の利用を勧めるにしても、当事者の利益に適った利用を説明し、勧めるのが行政としてのやるべき責務であることを認め、今後

は、当事者の理解を第1に考えた対応をすると約束して下さい。

【回答】

障害のある方が65歳に到達すると、原則として障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険制度にある場合は、介護保険サービスの利用が優先されることとなります。

ただし、一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、障害のある方の個別の状況に応じて、必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否か等、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容を十分に聞き取り把握した上で、適切なサービスの提供となるよう対応しています。また、介護保険の利用案内についても、国の通知に沿い、引き続き丁寧に説明してまいります。

なお、高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用に係る問題は、行政だけで解決すべき課題ではなく、地域課題として捉え、検討していくことが重要と考えています。こうした課題解決の一助として、福祉・介護共生型サービスというものがあります。

同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、以下のようなメリットがあると考えられます。

- ・障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所を継続して利用できるようになる。
- ・高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える。
- ・「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ・地域共生社会を推進するためのきっかけとなる。
- ・人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

行政と事業所等の関係機関で連携し、地域課題の解決に向け、地域福祉をより良いものにしていきたいと考えておりますので、御理解、御協力の程よろしくお願いいたします。

7 上記の2から6までの質問事項に共通しているのは、一つに担当職員の特に重度障がい者の自立生活についての理解不足があると思います。

熊谷市は、2008年7月1日に「人権尊重都市」を宣言しました。この宣言文の最後に「私たち熊谷市は、思いやりのある心豊かな人権尊重社会の確立のため、ここに熊谷市を『人権尊重都市』とすることを宣言します」と書かれています。

しかし、現在の障害福祉課の課長をはじめとして職員が障がい者一人ひとり

の人権を尊重せず、権力で押し付ける支援を行っていると言わざるを得ない状況が残念ながら多々見受けられます。

熊谷市は、障害福祉がまだ措置制度の時は、熊谷市は県内でも障害福祉が進んでいる市として県内の障がい者団体からも高い評価を受けていました。ところが支援費制度、自立支援法、総合支援法と法改正される度に障害福祉が低下し、今や県内外の障がい者団体から熊谷市の障害福祉は、全国でも最低レベルだと言われるようになっていきます。

私達は、これ以上、熊谷市の障害福祉を低下させず、「熊谷市の障害福祉は素晴らしい」と熊谷市に住む障がい者が全国に誇ることが出来、安心して生活を送れるよう、本公開質問状を提出することと致しました。

私達、障がい者が「命」と「生活」を守る為の本公開質問状です。

障害福祉課の職員に関して次の質問をします。

- ① 障害福祉課の課長をはじめ担当職員はどういう基準で配置されているのかをお答えください。

【回答】

障害福祉サービスの支給決定など、障害者からの相談等を中心とする障害援護係には、その業務内容に鑑み、ケースワーカー資格を有する職員の配置に努めています。

- ② 障害福祉課に所属している職員に対して、どのような研修等をしているのかをお答えください。

【回答】

職員研修は、階層別研修では、新規採用職員研修や上級研修など、その職責に応じた研修を実施し、特別研修では、手話や人権問題など特定の分野についての研修を実施しています。